

新福監 第491号
令和5年3月30日

社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
代表者 様

新潟市長 中原 八一
(担当:福祉部福祉監査課)

指導監査及び実地指導の結果について(通知)

先に実施した指導監査及び実地指導の結果について、別紙1「監査結果(指摘事項)」のとおりに通知します。

改善報告を求める事項については、改善結果を令和5年5月8日までに別紙「改善状況報告書」に記入のうえ提出してください。なお、期日までに改善が見込まれない事項については、改善計画書(様式任意)を提出してください。

改善報告を求める事項及びその改善結果については、指導年度の翌年度9月末までに新潟市ホームページで公開することとしておりますので、ご承知おきください。

また、当日に口頭で助言した事項については、別紙2「監査メモ(助言)」に記載してありますので、今後の業務の参考としてください。

1 対象	社会福祉法人	新潟みずほ福祉会
	障害者支援施設	新潟みずほ園
	施設入所支援	新潟みずほ園
	生活介護	新潟みずほ園
	短期入所	新潟みずほ園

2 指導日 令和4年12月28日

改善状況報告書(様式)は下記からダウンロードできます。

「新潟市ホームページ(<http://www.city.niigata.lg.jp/>)」→「健康・医療・福祉」→「福祉・生活保護」→「社会福祉施設・法人等指導監査」→「改善状況報告書」

【担当】

福祉監査課 野口

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL 025-226-1185 FAX 025-225-6304

(別紙1)「監査結果(指摘事項)」

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	報告を 求める 事項 (文書指摘)	報告を 求めない 事項 (口頭指摘)	指摘対象	指 摘 事 項 等
令和4年12月28日 9:30~16:00 実地	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会	○		法人運営	評議員会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に基づき、都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていないことが分かるよう記録を残すなど、適切に決議を行ってください。
		○		法人運営	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。
			○	法人運営	評議員選任解任委員会の評議員選任の際、候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」に該当するかを説明したことが議事録から読み取れませんでした。評議員選任の際は、要件に該当するかを説明した上で、議事録に残してください。
			○	法人運営	評議員及び役員の選任の際の確認資料として、前回の任期の履歴書をそのまま使用していました。選任の際は、最新の履歴書を徴収するか、記載内容に変更がない旨を記録に残すなど、適正に手続きを行ってください。

(別紙1)「監査結果(指摘事項)」

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	報告を 求める 事項 (文書指摘)	報告を 求めない 事項 (口頭指摘)	指摘対象	指 摘 事 項 等
			○	法人運営	役員が欠格事由を有していないことの誓約書として、前回の任期の誓約書をそのまま使用していました。選任の際は、その都度誓約書を徴収してください。
			○	法人運営	理事の就任承諾書に、日付や名前が予め印字されていました。就任承諾書の日付や名前は直筆してもらってください。
			○	法人運営	令和3年度の理事会を決議の省略で行っていましたが、理事会決議事項についての同意書の日付が予め印字されていました。理事会決議事項についての同意書の日付は直筆してもらってください。
		○		法人運営	評議員会の招集通知を、理事会開催後から期限(評議員会の1週間前(中7日)までに評議員に発していませんでした。社会福祉法第45条の9第1項により、評議員会の招集通知は、理事会開催後から中7日以上空けて評議員に発してください。
			○	法人会計	出納職員の辞令について、辞令に拠点区分名が抜けているところがありました。誰がどの拠点区分の出納職員かわかるようにし、責任を明確にしてください。

(別紙1)「監査結果(指摘事項)」

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	報告を 求める 事項 (文書指摘)	報告を 求めない 事項 (口頭指摘)	指摘対象	指 摘 事 項 等
令和4年12月28日 9:30~16:00 実地	障害者支援施設 新潟みずほ園		○	施設入所 支援	協力歯科医療機関について、重要事項説明書に記載するとともに、 掲示を行ってください。
	施設入所支援 新潟みずほ園		○	施設入所 支援 生活介護 短期入所	重要事項説明書に第三者評価の実施状況を追加してください。
	生活介護 新潟みずほ園		○	短期入所	運営規程の「通常の送迎の実施地域」を新潟市内とその周辺として いますが、通常として取り扱う地域を明確にしてください。運営規程 を是正する際は、重要事項説明書における送迎の実施地域や利用 料金体系等確認し、併せて必要な措置を講じてください。
	短期入所 新潟みずほ園		○	施設入所 支援	個別支援計画について、モニタリング実施日が実際と異なるものが 散見されました。サービス担当者会議前にモニタリングを実施した 上で、サービス計画書原案を作成していることは、施設が独自作成 したマニュアル(計画書作成の流れ)上でも明確ですが、実際評価 した日を入れてください。

(別紙1)「監査結果(指摘事項)」

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	報告を 求める 事項 (文書指摘)	報告を 求めない 事項 (口頭指摘)	指摘対象	指 摘 事 項 等
		○		施設入所 支援	やむを得ず身体拘束を行う際の手続きについて、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の三要件について検討した記録が無く、組織として身体拘束の実施を決定したことが不明な状態となっていました。「新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第53条第1項」及び「厚生労働省発「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」」に基づき、「事業所・施設における組織としての身体拘束の検討及び決定」、を確実に実施してください。
			○	施設入所 支援 生活介護 短期入所	感染症及び災害にかかる業務継続計画について策定し、必要な研修及び訓練等を実施してください。
			○	施設入所 支援 生活介護 短期入所	「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」及び「身体拘束等の適正化のための指針」を整備し、従業者への周知徹底を図ってください。
			○	施設入所 支援 生活介護 短期入所	研修を実施した際は記録を随時残してください。また、指定基準上必須とされる各種研修について、事業所として実施状況を把握し、確実に実施されるよう事前に計画を立ててください。
			○	施設入所 支援 生活介護 短期入所	非常災害対策について、消防計画に記載されている施設の安全点検が行われていませんでした。「自主検査チェック表」及び「消防設備等・特殊消防設備等の自主点検チェック表」に基づく、定期の施設安全点検を実施してください。

(別紙1)「監査結果(指摘事項)」

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	報告を 求める 事項 (文書指摘)	報告を 求めない 事項 (口頭指摘)	指摘対象	指 摘 事 項 等
			○	施設入所 支援	個別支援計画について、サービス担当者会議の開催記録が残されていないものがありました。支援記録から、開催していることはわかりましたが、担当者が集まり、計画を検討したことがわかるよう、記録を漏れなく残してください。
			○	施設入所 支援 生活介護	個別支援計画の作成者やモニタリングの実施者に生活支援員の名前が記載されているものがありました。個別支援計画の作成やモニタリングは、新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第27条、第95条により準用される第60条により、サービス管理責任者が行う必要があります。サービス管理責任者が実施しているのであれば、記録も正しく記載してください。
		○		生活介護	通所で生活介護を利用している者の個別支援計画作成に係る会議が実施されていませんでした。計画作成に係る会議を行っていない個別支援計画については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第6の1の注5(2)」及び「同留意事項通知第二の1(10)」により、個別支援計画未作成減算の対象となりますので、精査の上、要件を満たさない場合は過誤調整を行ってください。

改善状況報告書

改善状況報告書の提出を要する指摘事項について、次のとおり改善しましたので、報告します。

法人名 社会福祉法人新潟みずほ福祉会

法人又は施設等の名称 (新潟みずほ福祉会 本部)
 報告書の記入担当者 (海老 郁夫 TEL: 025-211-8660)
 指導監査年月日 令和4年12月28日

代表者 理事長 佐藤 隆

(是正) 改善を要する事項	左の発生原因	(是正) 改善の状況	改善 (完了) 年月日
(※結果通知の指摘事項を記入してください。)			
評議員会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に基づき、都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有するものが含まれていないことが分かるよう記録を残すなど、適切に決議を行ってください。	事前に役員の「欠格事由等の確認書」をいただいておりその都度の開催案内に「理事の競業取引」「理事の利益相反」「監事による不正行為」がないことを確認していると記載していた。また議事録においても競業取引や利益相反、不正行為がないことを確認していると記載しているが、決議の際に直接口頭での確認はしていなかった。「欠格事由の確認書」をもってそれに代えられるものと認識していたため。	令和5年4月27日開催の第1回理事会以降は決議の都度、利害関係人の有無を口頭で確認しその結果も含め議事録に残した。	令和5年4月27日の第1回理事会及び6月27日開催予定の第1回評議員会
監事の選任について、監事の選任事案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることが確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	令和4年11月24日開催の評議員会の「監事の選任」(1名の選任)は退任される監事含め2名の監事より同意書をお願いしていたが、令和3年6月時の任期満了の際の監事選任においては同意書を取ることに認識がなかったため。	令和5年6月の監事選任においては評議員会に提出する前に現監事より新監事についての同意書を取る。	令和5年6月9日開催(予定)の理事会において在任する監事2名より同意書を取ったうえで評議員会に議案を提出する。
評議員会の招集通知を、理事会開催後から期限(評議員会の1週間前(中7日)までに評議員に発していませんでした。社会福祉法第45条の9第1項により、評議員会の招集通知は、理事会開催後から中7日以上空けて評議員に発してください。	令和4年11月24日の第3回評議員会を同日開催した第4回理事会の終了後に開催とした。あくまでも評議員会の開催通知は理事会終了後の発出(評議員会開催の1週間前)であることを認識せず理事会開催通知と同日の11月9日に発出していた。	令和5年6月27日開催(予定)の第1回評議員会は6月9日開催(予定)の理事会開催後に6月27日の1週間前までに開催の通知を発出する。	令和5年6月27日開催(予定)の第1回評議員会

(注) 1 改善(完了)年月日について必ず記載してください。
 なお、改善状況報告書の提出期限までに改善が終了しない場合は、改善(完了)予定年月日を記載してください。
 2 改善状況を確認できる資料を添付してください。
 なお、改善状況報告書の提出期限までに改善が終了しない場合は、改善終了後速やかに改善状況が確認できる資料を送付してください。

改善状況報告書

改善状況報告書の提出を要する指摘事項について、次のとおり改善しましたので、報告します。

法人名 社会福祉法人新潟みずほ福祉会

法人又は施設等の名称 (新潟みずほ園)
 報告書の記入担当者 (管理者 田中 順 TEL: 025-262-0044)
 指導監査年月日 2022年12月28日

代表者 理事長 佐藤 隆

(是正) 改善を要する事項	左の発生原因	(是正) 改善の状況	改善(完了)年月日
<p>(※結果通知の指摘事項を記入してください。)</p> <p>やむを得ず身体拘束を行う際の手続きについて、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の三要件について検討した記録がなく、組織として身体拘束の実施を決定したことが不明な状態となっていました。「新潟市指定障害者施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第53条第1項」及び「厚生労働省発「障害者支援施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に基づき、「事業所・施設における組織としての身体拘束の検討及び決定」を確実に実施してください。</p>	<p>①月に1回の運営会議の中で、身体拘束適正化検討委員会を開催（管理者、サービス管理責任者、主任が出席）していたが、検討内容や記録が不十分であった。 ②身体拘束適正化検討委員会での検討内容を全職員に十分周知されていなかった。 ③新型コロナウイルス感染症の影響もあり、身体拘束の適正化のための研修を開催できなかった。</p>	<p>①6か月に1回、ケアプラン会議（個別支援会議）をご本人、サービス管理責任者、看護師、管理栄養士、作業療法士、ケース担当が出席し開催する。（継続） ②ケアプラン会議の内容は議事録に残す。（継続） ③身体拘束を行う場合には、その都度「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」にて利用者本人や家族に十分に説明し、署名捺印いただき了解を得る。説明書は、ご本人、事業所がそれぞれ1通ずつ保管する。（継続） ④身体拘束を行った場合は、ケース記録に記載する。（継続） ⑤月に1回の運営会議の中で、身体拘束適正化検討委員会を開催（管理者、サービス管理責任者、主任が出席）し、身体拘束の実施状況、状況の分析、身体拘束の解消に向けた取組方針などについて検討し、議事録を残す。 ⑥身体拘束適正化検討委員会の検討結果については、そのあとの職員会議にて全職員に周知する。 ⑦身体拘束の適正化のための研修を開催する。（法人研修委員会が主催で6月に開催）</p>	<p>2023年4月1日</p>

(注) 1 改善(完了)年月日について必ず記載してください。
 なお、改善状況報告書の提出期限までに改善が終了しない場合は、改善(完了)予定年月日を記載してください。
 2 改善状況を確認できる資料を添付してください。
 なお、改善状況報告書の提出期限までに改善が終了しない場合は、改善終了後速やかに改善状況を確認できる資料を送付してください。

改善状況報告書

改善状況報告書の提出を要する指摘事項について、次のとおり改善しましたので、報告します。

法人名 社会福祉法人新潟みずほ福祉会

法人又は施設等の名称 (新潟みずほ園)
 報告書の記入担当者 (管理者 田 中 順 TEL : 025-262-0044)
 指導監査年月日 2022年12月28日

代表者 理事長 佐 藤 隆

(是正) 改善を要する事項	左の発生原因	(是正) 改善の状況	改善 (完了) 年月日
<p>(※結果通知の指摘事項を記入してください。)</p> <p>通所で生活介護を利用している者の個別支援計画に係る会議が実施されていませんでした。計画作成に係る会議を行っていない個別支援計画については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第6の1の注5(2)」及び「同留意事項通知第二の1(10)」により、個別支援計画未作成減算の対象となりますので、精査の上、要件を満たさない場合は過誤調整を行ってください。</p>	<p>施設入所利用者はケアプラン会議開催ごとに議事録を残していたが、通所の利用者については、会議を開催して、ご本人、ご家族に同意を得ているものの、議事録ではなく、ケースに記録していた。</p>	<p>令和4年8月の緊急集団指導以降は、通所の利用者についてもケアプラン会議の議事録を残している。</p> <p>それ以前の個別支援計画については、ケースに記録が残っていて、ご家族に対面で説明していれば過誤調整の必要はないとの回答を障がい福祉課の担当よりいただいている。</p> <p>今回、5年に遡り精査したところ、個別支援計画作成に不備があったものがありましたので、そのケースについて過誤調整をする。</p>	<p>2023年4月20日</p>

(注) 1 改善 (完了) 年月日について必ず記載してください。
 なお、改善状況報告書の提出期限までに改善が終了しない場合は、改善 (完了) 予定年月日を記載してください。
 2 改善状況を確認できる資料を添付してください。
 なお、改善状況報告書の提出期限までに改善が終了しない場合は、改善終了後速やかに改善状況が確認できる資料を送付してください。

新福監 第490号
令和5年3月30日

社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
代表者 様

新潟市長 中原 八一
(担当:福祉部福祉監査課)

指導監査及び実地指導の結果について(通知)

先に実施した指導監査及び実地指導の結果について、別紙1「監査結果(指摘事項)」のとおり通知します。

改善報告を求める事項については、改善結果を令和5年5月8日までに別紙「改善状況報告書」に記入のうえ提出してください。なお、期日までに改善が見込まれない事項については、改善計画書(様式任意)を提出してください。

改善報告を求める事項及びその改善結果については、指導年度の翌年度9月末までに新潟市ホームページで公開することとしておりますので、ご承知おきください。

また、当日に口頭で助言した事項については、別紙2「監査メモ(助言)」に記載してありますので、今後の業務の参考としてください。

1 対象	障害者支援施設	みのり園
	施設入所支援	みのり園
	生活介護	みのり園
	短期入所	みのり園

2 指導日 令和4年12月19日

改善状況報告書(様式)は下記からダウンロードできます。
「新潟市ホームページ(<http://www.city.niigata.lg.jp/>)」→「健康・医療・福祉」→「福祉・生活保護」→「社会福祉施設・法人等指導監査」→「改善状況報告書」

【担当】
福祉監査課 野口
〒951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
TEL 025-226-1185 FAX 025-225-6304

(別紙1)「監査結果(指摘事項)」

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	報告を 求める 事項 (文書指摘)	報告を 求めない 事項 (口頭指摘)	指摘対象	指 摘 事 項 等
令和4年12月19日 9:30~16:00 実地	障害者支援施設 みのり園		○	施設入所 支援	協力歯科医療機関について、重要事項説明書に記載するとともに、 掲示を行ってください。
	施設入所支援 みのり園		○	施設入所 支援 生活介護 短期入所	重要事項説明書に第三者評価の実施状況を追加してください。
	生活介護 みのり園		○	施設入所 支援 生活介護 短期入所	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討 する委員会を定期的に開催してください。
	短期入所 みのり園		○	施設入所 支援 生活介護 短期入所	研修を実施した際は研修資料、復命書等の実施記録を残してくださ い。また、指定基準上必須とされる各種研修について、事業所とし て実施状況を把握し、確実に実施されるよう事前に計画を立ててく ださい。
				○	施設入所 支援 生活介護 短期入所

(別紙1)「監査結果(指摘事項)」

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	報告を 求める 事項 (文書指摘)	報告を 求めない 事項 (口頭指摘)	指摘対象	指 摘 事 項 等
			○	施設入所 支援 生活介護 短期入所	感染症及び災害にかかる業務継続計画について策定し、必要な研修及び訓練等を実施してください。
		○		施設入所 支援 生活介護	やむを得ず身体拘束を行う際の手続きについて、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の三要件について検討した記録が無く、組織として身体拘束の実施を決定したことが不明な状態となっていました。また、身体拘束を行う場合に親族等から徴取する同意書について、「同意書記載の同意日が拘束実施期間後となっている若しくは同意日の記載が無い」、「身体拘束内容の説明日が拘束開始後となっている」など、適正に同意を得ていない記録が散見されました。さらに、身体拘束を行っているにもかかわらず、個別支援計画に身体拘束の態様、時間、緊急やむを得ない理由の記載が無い利用者がいました。「新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第53条第1項」及び「厚生労働省発「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」」に基づき、「事業所・施設における組織としての身体拘束の検討及び決定」、「身体拘束についての適切な同意書の徴取」、「身体拘束についての個別支援計画への記載」を確実に実施してください。
			○	施設入所 支援	栄養マネジメント加算に係る栄養ケア計画書において、数名分の計画書に同意年月日の記載がありませんでしたので、今後は記載してください。

(別紙1)「監査結果(指摘事項)」

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	報告を 求める 事項 (文書指摘)	報告を 求めない 事項 (口頭指摘)	指摘対象	指 摘 事 項 等
		○		生活介護	<p>欠席時対応加算において、連絡調整の記録は確認できたものの、相談援助の内容等の記録がされていませんでした。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第6の7」、「同留意事項通知第二の2(6)⑨」に基づき、要件を満たしていない状態で算定した加算については、過誤調整を行ってください。</p>

改善状況報告書

改善状況報告書の提出を要する指摘事項について、次のとおり改善しましたので、報告します。

法人名 新潟みずほ福祉会

法人又は施設等の名称 (みのり園)
 報告書の記入担当者 (瀧澤千代美 TEL: 025-262-0075)
 指導監査年月日 2022年12月19日

代表者 理事長 佐藤隆

(是正) 改善を要する事項	左の発生原因	(是正) 改善の状況	改善(完了)年月日
<p>(※結果通知の指摘事項を記入してください。)</p> <p>やむを得ず身体拘束を行う際の手続きについて、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の三要件について検討した記録が無く、組織として身体拘束の実施を決定したことが不明な状態となっていました。また、身体拘束を行う場合に親族等から徴取する同意書について、「同意書記載の同意日が拘束実施期間後となっている若しくは同意書の記載が無い」、「身体拘束内容の説明日が拘束開始後となっている」など、適正に同意を得ていない記録が散見されました。さらに、身体拘束を行っているにも関わらず、個別支援計画に身体拘束の態様、時間、緊急やむを得ない理由の記載が無い利用者がいました。「新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第53条第1項」及び「厚生労働省発「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に基づき、「事業所・施設における組織としての身体拘束の検討及び決定」、「身体拘束についての適切な同意書の徴取」、「身体拘束についての個別支援計画への記載」を確実に実施してください。</p>	<p>①緊急やむを得ず、拘束を行う場合の3要件等検討した詳細はケースに残しており、身体拘束適正化委員会の会議録には簡易的にしか残していなかった。</p> <p>②新型コロナウイルス等で家族の来園がままならない中、電話等で確認を行っていたので、同意書の日付との正誤性がなくなっていた。</p> <p>③身体拘束を行わせていただくことは個別支援計画に入れていたが、態様、時間、緊急やむを得ない理由までは盛り込んでいなかった。</p>	<p>①毎月行われる身体拘束適正化検討委員会の会議録には、やむを得ず、身体拘束を行うために検討された記録の詳細を残す。</p> <p>②身体拘束に関する同意書は毎月送付し、返信いただく形に変更する。</p> <p>③今後個別支援計画には身体拘束を行うことだけでなく、様態、時間、緊急やむを得ない理由も盛り込むこととする。</p> <p>・今後は過誤請求にならないように、チェック体制を強化していく。</p>	<p>2023. 4. 1</p>

なお、改善状況報告書の提出期限までに改善が終了しない場合は、改善(完了)予定年月日を記載してください。

2 改善状況を確認できる資料を添付してください。

なお、改善状況報告書の提出期限までに改善が終了しない場合は、改善終了後速やかに改善状況が確認できる資料を送付してください。

改善状況報告書

改善状況報告書の提出を要する指摘事項について、次のとおり改善しましたので、報告します。

法人名 新潟みずほ福祉会

法人又は施設等の名称 (みのり園)
 報告書の記入担当者 (瀧澤千代美 TEL: 025-262-0075)
 指導監査年月日 2022年12月19日

代表者 理事長 佐藤隆

(是正) 改善を要する事項	左の発生原因	(是正) 改善の状況	改善(完了)年月日
<p>(※結果通知の指摘事項を記入してください。)</p> <p>・欠席時対応加算において、連絡調整の記録は確認できたものの、相談援助の内容等の記録がされていませんでした。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第6の7」、「同留意事項通知第二の2(6)⑨」に基づき、要件を満たしていない状態で算定した加算については、過誤調整を行ってください。</p>	<p>欠席時の連絡を受けた記録があるが、「相談支援」や助言を行ったかという点、そこまで記録として残していなかった。</p>	<p>予定していた利用ができないことで、ご利用者やご家族が困らないように、相談支援の体制を強化する⇒サービス管理責任者を中心に全職員に周知。 相談支援を行った時のみ加算を付けるようチェック体制を強化する。チェックは管理者・サービス管理責任者・主任で行う。 今回の件に関しては、過去5年に遡り精査。要件を満たさず、算定した加算は担当事務員が過誤調整を行う。</p>	<p>2023.4.1</p>

なお、改善状況報告書の提出期限までに改善が終了しない場合は、改善(完了)予定年月日を記載してください。

2 改善状況を確認できる資料を添付してください。

なお、改善状況報告書の提出期限までに改善が終了しない場合は、改善終了後速やかに改善状況が確認できる資料を送付してください。

新福監 第492号
令和5年3月30日

社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
代表者 様

新潟市長 中原 八一
(担当:福祉部福祉監査課)

指導監査及び実地指導の結果について(通知)

先に実施した指導監査及び実地指導の結果について、別紙1「監査結果(指摘事項)」のとおり通知します。

改善報告を求める事項については、改善結果を令和5年5月8日までに別紙「改善状況報告書」に記入のうえ提出してください。なお、期日までに改善が見込まれない事項については、改善計画書(様式任意)を提出してください。

改善報告を求める事項及びその改善結果については、指導年度の翌年度9月末までに新潟市ホームページで公開することとしておりますので、ご承知おきください。

また、当日に口頭で助言した事項については、別紙2「監査メモ(助言)」に記載してありますので、今後の業務の参考としてください。

1 対象	障害者支援施設	第2みずほ園
	施設入所支援	第2みずほ園
	生活介護	第2みずほ園
	短期入所	第2みずほ園

2 指導日 令和4年12月27日

改善状況報告書(様式)は下記からダウンロードできます。
「新潟市ホームページ(<http://www.city.niigata.lg.jp/>)」→「健康・医療・福祉」→「福祉・生活保護」→「社会福祉施設・法人等指導監査」→「改善状況報告書」

【担当】
福祉監査課 野口
〒951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
TEL 025-226-1185 FAX 025-225-6304

(別紙1)「監査結果(指摘事項)」

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	報告を 求める 事項 (文書指摘)	報告を 求めない 事項 (口頭指摘)	指摘対象	指 摘 事 項 等
令和4年12月27日 9:30~16:00 実地	障害者支援施設 第2みずほ園		○	施設入所 支援 生活介護 短期入所	重要事項説明書について、「事故発生時の対応」「提供するサービスの第三者評価の実施状況」を追記してください。
	施設入所支援 第2みずほ園		○	施設入所 支援 生活介護	令和4年(2022年)4月以降の契約書について、第2条第1項「サービス提供開始年月日」の記載がありませんでした。給付費請求の基となるものですので、日付を確実に記載してください。
	生活介護 第2みずほ園		○	施設入所 支援 生活介護 短期入所	利用者受給者証への記載事項について、「事業者名」も記載してください。
	短期入所 第2みずほ園		○	施設入所 支援 生活介護	サービス提供の記録について、利用者の確認が無いものがありました。受給者証交付のタイミングやサービスの変更など如何なる理由があっても必ず利用者の確認を得てください。

(別紙1)「監査結果(指摘事項)」

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	報告を 求める 事項 (文書指摘)	報告を 求めない 事項 (口頭指摘)	指摘対象	指 摘 事 項 等
		○		施設入所 支援 生活介護	<p>個別支援計画の作成について、施設入所支援の初回ならびに生活介護に関しては計画の作成に係る会議を行っておらず、また、アセスメントやモニタリングの記録が確認できない事例がありました。「新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第27条第5項では「施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。」と規定されていることから、会議は必ず開催してください。条例第27条各項の未実施については計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないとみなされ、個別支援計画未作成減算の対象となります。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第6の1の注5(2)」及び「同留意事項通知第二の1(10)」により、精査の上、要件を満たさない場合は過誤調整を行ってください。</p>
		○		生活介護	<p>サービス提供開始から5年経過していないにもかかわらず、利用者に対する諸記録が確認できない事例がありました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第77条に基づいて、サービスを提供した日から5年間保存してください。</p>

(別紙1)「監査結果(指摘事項)」

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	報告を 求める 事項 (文書指摘)	報告を 求めない 事項 (口頭指摘)	指摘対象	指 摘 事 項 等
		○		施設入所 支援 生活介護 短期入所	身体拘束の適正化のための委員会が開催されていましたが、議事録を見る限り、緊急やむを得ない場合の3要件(切迫性、非代替性、一時性)を満たしているかどうかを、組織として一人ずつ検討していることが確認できませんでした。また、身体拘束に関する説明書の署名欄において、施設職員が代筆しているものが多く見られました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第95条により準用される第36条の2第1項」に基づき、やむを得ず身体拘束を実施する時は、委員会において組織として検討したことを議事録に残し、その検討結果について従業者への周知を徹底してください。また、身体拘束に関する説明書については、利用者または家族から署名をもらうか、それが難しい場合は家族から同意を得た日を記載した上で、施設職員が代筆してください。なお、施設職員が代筆する際には、続柄を明記してください。
			○	施設入所 支援 生活介護 短期入所	身体拘束の適正化のための指針を作成されていましたが、盛り込むべき事項が不足していました。盛り込むべき事項のうち「身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針」、「利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針」「その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針」について追記してください。また、身体拘束の適正化のための研修を行っていませんでした。身体拘束の適正化のための研修を定期的(年1回以上)に実施するとともに、新規採用時にも必ず研修を実施してください。
			○	施設入所 支援 生活介護 短期入所	虐待防止のための委員会が開催されていましたが、その検討結果について、従業者に周知徹底を図っていませんでした。虐待防止のための委員会での検討結果を従業者に周知徹底してください。

(別紙1)「監査結果(指摘事項)」

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	報告を 求める 事項 (文書指摘)	報告を 求めない 事項 (口頭指摘)	指摘対象	指 摘 事 項 等
			○	施設入所 支援 生活介護 短期入所	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」)を策定してください。
			○	施設入所 支援 生活介護 短期入所	業務継続計画に係る研修及び訓練を定期的(入所施設は年2回以上)に実施するとともに、新規採用時にも必ず研修を実施してください。
			○	施設入所 支援 生活介護 短期入所	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置してください。また、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備してください。
			○	施設入所 支援 生活介護 短期入所	事故防止の研修を実施し、記録に残してください。
			○	施設入所 支援 生活介護 短期入所	食堂等において利用者の手が届くところに洗剤などが置かれている箇所が散見されました。棚の中にしまう等、利用者が触れないように対策を講じてください。
			○	施設入所 支援	栄養マネジメント加算について、栄養ケア計画の同意が確認できないものがありました。綴り誤りとのことですが、早急に正しいものに差し替えていただき、同意は確実に得るようにしてください。

(別紙1)「監査結果(指摘事項)」

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	報告を 求める 事項 (文書指摘)	報告を 求めない 事項 (口頭指摘)	指摘対象	指 摘 事 項 等
			○	施設入所 支援	<p>口腔衛生管理体制加算について、当該加算に係る記録が保管されていませんでした。新潟みずほ園の歯科衛生士による技術的助言及び指導が行われているとのことですが、歯科衛生士からの助言及び指導を受けたことに関する記録は、第2みずほ園においても保管しておいてください。</p>

改善状況報告書

改善状況報告書の提出を要する指摘事項について、次のとおり改善しましたので、報告します。

法人名 新潟みずほ福祉会

法人又は施設等の名称 (第2みずほ園)
 報告書の記入担当者 (瀧澤千代美 TEL: 025 - 261 - 2211)
 指導監査年月日 2022 年 12 月 27 日

代表者 理事長 佐藤隆

(是正) 改善を要する事項	左の発生原因	(是正) 改善の状況	改善(完了)年月日
<p>(※結果通知の指摘事項を記入してください。)</p> <p>・個別支援計画の作成について、施設入所支援の初回ならびに生活介護に関しては計画の作成に係る会議を行っておらず、また、アセスメントやモニタリングの記録が確認できない事例がありました。 「新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第27条第5項では「施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。」と規定されていることから、会議は必ず開催してください。条例第27条各項の未実施については計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないとみなされ、個別支援計画未作成減算の対象となります。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第6の1の注5(2)」及び「留意事項通知第二の1(10)」により、精査の上、要件を満たさない場合は過誤調整を行ってください。</p>	<p>・ご指摘の通り、利用開始前の会議を行わなかった等、要件を満たしていないものが、集団指導後～指導監査までの間に見受けられました。 利用前の会議について行わなければならないという認識が薄かったことが発生の原因。</p>	<p>・監査ご指摘があった後はサービス管理責任者を中心にアセスメント、モニタリング、初回時の会議を行うように改善した。個別支援計画作成に係る一連の作業が適切に行われていなかったケースについてはサービス管理責任者、担当事務員が過誤調整を行う。</p> <p>上記内容について、管理者、サビ管が全職員に周知した。</p>	<p>2022.12.28</p>

なお、改善状況報告書の提出期限までに改善が終了しない場合は、改善(完了)予定年月日を記載してください。

2 改善状況を確認できる資料を添付してください。

なお、改善状況報告書の提出期限までに改善が終了しない場合は、改善終了後速やかに改善状況を確認できる資料を送付してください。

令和5年5月2日

改善状況報告書の提出を要する指摘事項について、次のとおり改善しましたので、報告します。

法人名 新潟みずほ福祉会

法人又は施設等の名称 (第2みずほ園
 報告書の記入担当者 (瀧澤千代美 TEL: 025 - 261 - 2211)
 指導監査年月日 2022 年 12 月 27 日

代表者 理事長 佐藤隆

(是正) 改善を要する事項	左の発生原因	(是正) 改善の状況	改善 (完了) 年月日
<p>(※結果通知の指摘事項を記入してください。)</p> <p>・サービス提供開始から5年経過していないにもかかわらず、利用者に対する諸記録が確認できない事例がありました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第77条に基づいて、サービスを提供した日から5年間保存してください。</p>	<p>・保管場所が統一されていなかったため、監査時に資料を提示することができなかった。</p>	<p>・監査後、別の場所より、資料が見つかる。今後このようなことがないように、保管場所を統一し周知した。⇒サービス管理責任者</p>	<p>2022.12.28</p>

なお、改善状況報告書の提出期限までに改善が終了しない場合は、改善 (完了) 予定年月日を記載してください。

2 改善状況を確認できる資料を添付してください。

なお、改善状況報告書の提出期限までに改善が終了しない場合は、改善終了後速やかに改善状況が確認できる資料を送付してください。

改善状況報告書

改善状況報告書の提出を要する指摘事項について、次のとおり改善しましたので、報告します。

法人名 新潟みずほ福祉会

法人又は施設等の名称 (第2みずほ園
 報告書の記入担当者 (瀧澤千代美 TEL: 025 - 261 - 2211)
 指導監査年月日 2022 年 12 月 27 日

代表者 理事長 佐藤隆

(是正) 改善を要する事項	左の発生原因	(是正) 改善の状況	改善 (完了) 年月日
<p>(※結果通知の指摘事項を記入してください。)</p> <p>・身体拘束の適正化のための委員会が開催されていましたが、議事録を見る限り、緊急やむを得ない場合の3要件(切迫性、非代替性、一時性)を満たしているかどうかを、組織として一人ずつ検討していることが確認できませんでした。また、身体拘束に関する説明書の署名欄において、施設職員が代筆しているものが多く見られました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第95条により準用される第36条の2第1項」に基づき、やむを得ず身体拘束を実施する時は、委員会において組織として検討したことを議事録に残し、その検討結果について従業員への周知を徹底してください。また、身体拘束に関する説明書については、利用者または家族から署名をもらうか、それが難しい場合は家族から同意を得た日を記載した上で、施設職員が代筆してください。なお、施設職員が代筆する際には、続柄を明記してください。</p>	<p>①身体拘束適正化検討委員会は毎月1回開催していたが、大きな変化がない時は記録を簡潔にまとめてしまっていた。</p> <p>②身体拘束に関する説明書も変化がない時は、代筆しており、同意を得たという記録を残していなかった。また、代筆の際、職員の続柄を明記していなかった。</p> <p>③身体拘束適正化検討委員会での検討内容を全職員に十分周知していなかった。</p>	<p>①身体拘束適正化検討委員会(管理者・サービス管理責任者・補佐・主任・OT・看護師・管理栄養士)で話し合った緊急やむを得ない場合の3要件や、身体拘束の解消に向けた検討等、詳細を会議録に残す。</p> <p>②身体拘束を行う場合はその都度「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」にて各担当が利用者本人や家族に説明し、署名捺印いただき了解を得る。説明書はご本人、事業所がそれぞれ1通ずつ保管する。家族が来園いただけない場合は説明を行った上で同意書を送付し返信していただくようにする。家族から署名をいただけないときは、その旨を記録に残し、職員が代筆する際には続柄も記載する。</p> <p>③身体拘束適正化検討委員会の検討結果については職員会議にて全職員に周知する。</p> <p>④やむを得ず身体拘束を行った場合は、その都度行った職員がケースに残す。(記録の方法を一覧表からケースに変更)</p>	<p>2022. 12. 28</p>

なお、改善状況報告書の提出期限までに改善が終了しない場合は、改善(完了)予定年月日を記載してください。

2 改善状況を確認できる資料を添付してください。

なお、改善状況報告書の提出期限までに改善が終了しない場合は、改善終了後速やかに改善状況を確認できる資料を送付してください。